

行政法 (配点 40 点)

以下の設例を読んで、設問に答えなさい。

【設例】

甲山公園は都市公園法（以下「法」という）における都市公園であり、Y市が公園管理者（法2条の3）となっている。

Xは、甲山公園内で、法6条の許可を得ることなく、バラック小屋（以下「本件物件」という）を設置して寝泊りするようになった。Y市は、これによって、予定していた公園施設（売店・トイレ）の設置工事に着手できなくなってしまったので、Xに対して本件物件の除却を再三求めたが、Xはこれを無視し続けた。そのため、Y市長は、Xに対して、法27条1項に基づいて、本件物件の除却を命ずることを検討している。法27条1項の命令は処分であることを前提にして、以下の設問に答えなさい。

【設問1】 (配点 10 点)

Xは、本件物件の除却が命ぜられないようにするため、誰を被告として、どのような抗告訴訟を提起すべきか、解答しなさい。

【設問2】 (配点 20 点)

設問1であげた抗告訴訟は訴訟要件を充足するか解答しなさい。

【設問3】 (配点 10 点)

設問1であげた抗告訴訟をXが提起した場合、さらに仮の救済を求めるとした場合、いかなる法的手段によるべきか、解答しなさい（但し行政事件訴訟法上のものに限る）。

また、設問1であげた抗告訴訟が訴訟要件を充足しないと判断された場合、仮の救済はどうなるか解答しなさい。

〈資料〉 都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号・抜粋）

（都市公園の管理）

第 2 条の 3 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

（都市公園の占用の許可）

第 6 条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

（監督処分）

第 27 条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律……若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者

二～三 （略）

2～10 （略）

以上